

平成 29 年 12 月 15 日

株 主 各 位

三重県松阪市京町 510 番地

株式会社 **第三銀行**

取締役頭取 岩間 弘

株式移転に伴う当行株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行は、本日開催の臨時株主総会において、株式会社三重銀行と共同して、平成 30 年 4 月 2 日〔月曜日〕を株式移転の日として、完全親会社となる株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「三十三フィナンシャルグループ」といいます。）を設立し、当行はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、平成 30 年 3 月 31 日〔土曜日〕現在の当行株主名簿に記載または記録されました株主の皆さまに対し、ご所有の当行普通株式 1 株に対し、三十三フィナンシャルグループの普通株式 0.7 株を割当交付いたします。また、三十三フィナンシャルグループの単元株式数は 100 株となります。

なお、この株式移転の日以前において、株主の皆さまのお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬 具

記

1. 三十三フィナンシャルグループ株式の割当の時期及び方法

平成 30 年 3 月 31 日〔土曜日〕現在の当行株主名簿に記載されました株主の皆さまに対し、ご所有株式 1 株につき 0.7 株の割合をもって三十三フィナンシャルグループの株式を割当交付いたします。割当交付された三十三フィナンシャルグループの株式は平成 30 年 4 月 2 日〔月曜日〕（予定）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録されますので、同日以降、売却が可能です（※1）。なお、「株式移転に伴う割当株式数のご通知」は、平成 30 年 5 月上旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

2. 株式の流通について

当行株式の流通については、以下のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成30年3月28日(水)	当行株式の上場廃止日	この日以降、当行株式の証券取引所での売買はできません。
平成30年4月2日(月) (予 定)	株式移転の日	この日以降、株式移転比率に応じた数の三十三フィナンシャルグループの株式として売買が可能となります(※1)。

（※1）特別口座に記載されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替え手続きが完了後、売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取について

単元未満株式の買取請求の日程は以下のとおりとなります。なお、三十三フィナンシャルグループの単元株式数は 100 株となります。

【買取請求の日程について】

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成30年3月26日(月)	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(※2)
平成30年3月27日(火) ～ 平成30年4月 1 日(日)	この期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
平成30年4月 2 日(月)	割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）につきましては、買取請求取次依頼書の受付を再開いたします。取次依頼書には割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）の株式数をご記入ください。

(※2) 上記の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関を含む)にご確認ください。

4. 単元未満株式の買増請求について

当行では単元未満株式の買増請求に対応しておりませんが、平成 30 年 4 月 2 日の株式移転の日以降、割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）につきましては買増取次依頼書の受付を開始いたします。取次依頼書には割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）の株式数をご記入ください。三十三フィナンシャルグループが所有する自己株式の残高が不足した場合は、買増請求をお受けすることができませんので、予めご了承ください。

5. 端数処分代金のお支払

三十三フィナンシャルグループ株式の割当の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その端数に応じて平成 30 年 5 月下旬（予定）にご送付申しあげる端数株処分代金領収証によりお受け取り願います。

6. 本件に関する照会先

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 日本証券代行株式会社

照 会 先 日本証券代行株式会社 代理人部
〒168 - 8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
フリーダイヤル 0120-707-843 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

【新会社への引継について】

現在、当行株式に関してお届けいただいている内容につきましては、三十三フィナンシャルグループ株式に関するものとして引き継がさせていただきます。

ただし、当行株式および株式会社三重銀行株式の双方の株主さまで、配当金の受領に関し、どちらか一方のみ銀行口座振込を指定されている場合は、配当金の受領方法は、銀行口座振込とさせていただきます。

以 上